



平成27年11月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア サ カ 理 研
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 納 敏 展
(コード番号:5724)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 金 澤 拓 哉
TEL. 024-944-4744(代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月6日開催の取締役会において、平成27年12月18日開催予定の当社第48期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記の通り定款の一部変更を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ② 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものです。
- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第27条の変更を行うものです。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ④ 機動的な配当政策および資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できるよう第32条（剰余金の配当等）を新設し、これに伴い、現行定款第37条（剰余金の配当の基準日）および第38条（中間配当）を削除するものです。
- ⑤ 上記のほか、条数等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

取締役会決議	平成27年11月6日（金）
株主総会開催日	平成27年12月18日（金）
定款変更の効力発生日	平成27年12月18日（金）

以 上

【別紙】 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4)会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3)会計監査人</p> <p>第5条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条(取締役の員数) 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第19条(取締役の選任) 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条(取締役の員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条(取締役の選任) 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 (現行通り)</p>

<p>第20条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条(取締役会の招集及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 前項の代表取締役に事故のある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、取締役会の日の3日前に発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第20条(取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠または増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条(取締役会の招集及び議長) (現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第22条(重要な業務執行の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
---	---

第22条～第24条（条文省略）

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。

第27条（社外取締役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条～第35条（条文省略）

（新設）

（新設）

第23条～第25条（現行通り）

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第28条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第5章 監査等委員会

（削除）

第29条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の経手を経ることなく開催することができる。

第30条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

<p>第6章 計算</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>第37条(剰余金の配当の基準日) <u>当社は、株主総会の決議により毎年9月30日を基準日として、剰余金の配当を行うことができる。</u> <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第38条(中間配当) <u>当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第31条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>第32条(剰余金の配当等) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第33条 (現行通り)</p>
--	---

以上